■市外地域密着型サービス事業所(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の指定について(その2)

【当該事業所の概要】

申 請 者 株式会社 なごみ

申請者住所 千葉県四街道市大日226-9

代 表 者 代表取締役 西 ケイ子

事業所名 デイサービスなごみの家

事業所所在地 千葉県四街道市大日197-5

事業の種類 認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

(平成26年4月1日 四街道市指定)

利用定員 10名

【要旨】

若年性認知症を発症し、市内の事業所では適応できなかった当該被保険者が、適応する事のできた四街道市の事業所を継続して利用するため、佐倉市での事業所指定手続きを行う事に伴い、事業所の所在する四街道市に指定に関する同意の依頼をする案件です。

【経緯】

当該事業所は四街道市に所在していますが、佐倉市在住の被保険者が利用を希望しております。

当該被保険者は若年性認知症(前頭側頭型認知症)と強迫神経症を発症しており、大規模な事業所や多人数になじむことができません。また、昨年9月から市内に3カ所ある認知症対応型通所介護事業所の利用を試みたものの、3カ所共に適応できなかった経緯があります。

そこで、昨年12月に当該事業所で体験的な利用を行ったところ、少人数・小規模の事業所であることなどから、施設に適応することができ、現在まで複数回利用することができております。

以上のとおり、当該被保険者が利用できる施設が市内に存在しないこと、また、適用できている施設を変更することは、被保険者の精神の混乱と生活不適応を招き、被保険者及び家族の日常生活の破たんをきたす恐れがあることから、介護保険法第78条の2第4項第4号の規定に基づき四街道市に対して同意依頼を行い、同市から同意を得たうえで、同法第42条の2第1項に基づき、当該事業所を指定したいと考えます。